

旭川市スポーツ推進計画の構成要素について

【大テーマ】生涯スポーツの推進

1 スポーツ活動の推進

- ・きめ細やかなスポーツ活動の推進
- ・共生の理念に基づくスポーツ活動の推進
- ・子どものスポーツ機会の充実
- ・大規模スポーツイベントの魅力向上
- ・競技力の向上
- ・冬季スポーツの推進

2 スポーツ施設環境の整備

- ・スポーツ施設の整備推進
- ・スポーツ施設の利便性向上

3 地域におけるスポーツ交流・スポーツの担い手による連携・協力

- ・スポーツ推進委員会の活動促進
- ・地域で支える学校部活動の推進
- ・総合型地域スポーツクラブの活動促進
- ・スポーツ団体の連携強化

4 市外とのスポーツ交流等

- ・スポーツ合宿・大会の誘致推進
- ・スポーツ観光の推進
- ・プロスポーツの振興

【1～4に取り組む上での共通の視点】

- ・自然や都市の優位性を活用したスポーツ活動の推進
- ・社会環境の変化に合わせたスポーツ活動の推進
- ・情報発信の強化

【参考】旭川市スポーツ推進条例(抜粋)

(基本理念)

第3条 スポーツの推進に当たっては、全ての市民が、自らの関心や適性、健康状態に応じて、共生の理念の下、生涯にわたりスポーツに親しむことができるような環境の整備が図られなければならない。

2 スポーツの推進に当たっては、市及び市民等がそれぞれの責務又は役割を理解し、相互の連携及び協力が図られなければならない。

3 スポーツの推進に当たっては、スポーツを行う者の体力の向上及び健康の保持増進並びにスポーツに関する競技水準の向上に資する施策が効果的に行われなければならない。

4 スポーツの推進に当たっては、スポーツ活動を通じて、全ての世代の人々の交流の促進及び地域における交流の基盤の形成が図られなければならない。

5 スポーツの推進に当たっては、スポーツ活動を通じて、市民等と市外のスポーツに携わるものとの交流が促進され、地域経済の活性化が図られなければならない。